

一度の懲戒解雇でなおも働かせ続ける!? 究極の「ブラック企業」の労働相談

最近「ブラック企業」という言葉がよく聞かれます。

労働者を過労死寸前（時には死に至らしめ）まで労働させ、利益を追求し、果てはぼろ雑巾のように使い捨てる企業のことというのが大まかな定義であろうが、この言葉を地で行くような企業の労働相談が今回解決に至ったので報告する。

ON社は家電の卸売代理店で、従業員約五〇名を擁する企業である。ここに高校を卒業後入社し、勤続三十一年にな

るMさんは、営業事務、

される。

二〇一一年当時、毎日の売り上げノルマをせまられ、数字を上げないと帰宅できないという日々のプレッシャーから、ごく

さうに五ヶ月後の二〇一一年八月には再び「お前のやり方が変わっている」等の抽象的な要因で当時の東京の営業部長ともども懲戒解雇を言い渡され、書類にサインをさせられた。

M氏はこの際、「収入ゼロのところへ行きます。」として逆に追及された例さえあったという。

親しい複数の電気店に依頼し、「売上を計上し、翌日には取り消す」という手法を部下に指示をしてしまつ。

いわゆる会社には「実害のない架空売り上げ」であるが、これを社長に見とがめられ、「得意先の伝票を汚している!」

これまで何人の労働者が同じような目にあっており、ようよう退職できても「会社に損害を与えた」として逆に追及され

言ったものの、聞き入れられず?!. 再度賃金を引き下げられ働き続けるよう強要された。

を拳骨で殴られ、眼鏡が飛んだり、別の時期に全従業員の前で社長に土下座を強いられ、頭を挙げたところに胸に蹴りを入れられ、ひっくり返るということも経験している。二〇一三年一月、社長の度重なるパワハラに耐えかね、Mさんは自ら「（前回の懲戒解雇を）執行してくれ」と懇願?し、退職することができた。

退職直後も、いわゆるマインドコントロール状態で「会社と自宅は数キロしか離れておらず、社長から何をされるかわからない。」とおびえていたMさんであったが、たまたま話を聞きつけた港合同関係者の紹介により、しだいに泣き寝入りはできないという気持ちをもつようになった。

昨年の二月にはじめて相談を受け、数回の打合せの後、一〇月に会社に申し入れを行った。会社は顧問弁護士と称するS法律事務所に委任。担当した弁護士は、当方の理のある主張に一定の理解を示し、立場的に会社の事情も聴きながらも、より前向きな形で解決に向け努力することを確認。

港合同との法律事務所は都合六回の交渉によつて、会社側に上積みも認めさせ、一定額の解決金で合意した。

二月五日、S法律事務所での協定書調印には港合同、Mさん、代理人弁護士、会社側専務、経理部長が同席したが、会社側は二名とも一切無言、こちらとは会釈すらかわさず、Mさんを終始にらみ続けているというありさまであった。

「あれがいつもの会社の対応なんです」、調印後の帰り道、憑き物が取れたようにぽつりともらすMさん。

一つの労働相談の解決事例の背景には多くの泣き寝入りし続ける労働者が存在する。

合同労組の社会的影響
力こそが「ブラック企業」の伸張を押しとどめる鍵となる。
【港合同オルグ団】

港合同連続学習会「彰往察來」

▽講師：有元幹明（元総評港地区協議会議長）

▽日時：4/11(金)、5/16(金)、6/13(金)、7/11(金)

各18:00～

▽場所：田中機械ホール

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！